

香川県教職員組合三観支部規約

第一章 総 則

- 第1条 この支部規約は香川県教職員組合規約第6条にもとづく。
- 第2条 支部の名称を香川県教職員組合三豊・観音寺支部（三観支部）とする。
- 第3条 支部の事務所を観音寺市出作町866番地1三豊教育会館内におく。
- 第4条 支部は香川県教職員組合の目的を達成するために強固な団結をはかりその推進力となる。

第二章 組 織

- 第5条 支部は三豊市・観音寺市内の小、中学校在勤の教職員で組織する。また、執行委員会が必要と認めた場合、支部大会または執行委員会の承認を得て、退職者をこの支部の役員にすることができる。
- 第6条 支部は原則として各学校に分会をおく。
- 第7条 支部に青年部、女性部などの専門部をおくことができる。

第三章 機 関

- 第8条 支部に次の機関をおく。
- 1 支部大会
 - 2 支部執行委員会
- 第9条 支部大会は支部における最高の決議機関で年1回4月に開く。支部臨時大会は3分の1以上の支部組合員の要求があったとき、または支部長が必要と認めたときに支部長がこれを招集する。
- 第10条 支部大会は支部役員全員で構成する。
- 第11条 支部大会は次のことをきめる。
- 1 支部の解散・再編
 - 2 規約の決定ならびに変更
 - 3 役員の選挙ならびに承認
 - 4 支部の事業
 - 5 予算の決議、決算の承認
 - 6 他団体への加入脱退
 - 7 その他目的達成に必要なこと

第 12 条 支部執行委員会は、支部長、副支部長、書記長、書記次長、会計長、支部執行委員で構成する執行機関で次の権限をもつ。

- 1 支部大会から与えられた事項の執行
- 2 支部大会に提出する議案の作成
- 3 本部からの指令、指示事項の執行徹底
- 4 緊急事項の処理

第 13 条 支部の会議の議長は、会議の構成員の中から選出する。ただし、支部執行委員会の議長は原則として支部長になる。会議の運営は本部のそれに準ずる。

第 14 条 支部の会議は出席者の過半数をもって決める。可否同数のときは議長が決める。

第四章 役 員

第 15 条 支部に次の役員をおく。ただし、支部長・書記長以外の役員は必要に応じておくものとする。

- | | |
|--------|----------|
| 1 支部長 | 5 会計長 |
| 2 副支部長 | 6 執行委員 |
| 3 書記長 | 7 監査委員 |
| 4 書記次長 | 8 選挙管理委員 |

第 16 条 役員は支部大会で選出する。

第五章 会 計

第 17 条 支部の経費は原則としてすべて支部が負担する。

第 18 条 支部組合費は組合員の給料の 100 分の 0.5 とする。但し寄附金の受理は支部執行委員会の承認を必要とする。

第 19 条 支部組合員には別に定める慶弔規定により慶弔金を送る。

第六章 雑 則

第 20 条 この規定に明記していない事項は原則として香川県教職員組合規約を適用する。

第 21 条 この規約は 2005 年 4 月 10 日から施行する。
この規約は 2006 年 4 月 2 日から施行する。(規約改正により)
この規約は 2021 年 4 月 10 日から施行する。(規約改正により)